廿日市市建築基準法施行細則

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　確認申請及び手数料の減免（第４条―第１２条）
第３章　定期報告（第１３条・第１４条）
第４章　建築物の敷地、構造及び建築設備等
第１節　区域、道及び建築物の敷地の指定等（第１５条―第２５条）
第２節　許可申請（第２６条―第２８条）
第３節　認定申請（第２９条―第３６条）
第５章　建築協定（第３７条―第４２条）
第６章　届出（第４３条―第４８条）
第７章　建築計画概要書等の閲覧（第４９条―第５３条）
第８章　雑則（第５４条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号。以下「省令」という。）、広島県建築基準法施行条例（昭和４７年広島県条例第１６号。以下「県条例」という。）及び廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例（昭和６３年条例第２３号。以下「地区計画条例」という。）の施行並びに廿日市市手数料条例（平成１２年条例第２号。以下「手数料条例」という。）第３条第１項の規定に基づく減免に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、法、政令、省令及び県条例で使用する用語の例による。

（申請人又は届出人）

第３条　法、政令、省令、県条例又はこの規則による申請又は届出をしようとする者が、未成年者若しくは成年被後見人又は被保佐人であるときは、法定代理人又は保佐人と連名でしなければならない。

第２章　確認申請及び手数料の減免

（確認申請書に添える図書等）

第４条　確認申請書（法第１８条第２項及び同条第４項の規定による計画通知書を含む。以下同じ。）には、省令で定めるもののほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
敷地等断面図	縮尺、敷地境界線の位置、建築物の位置、敷地の地盤と道路及び隣接地の地盤との高低差並びに敷地内又は敷地の隣接地にがけがある場合にあっては、がけの高さ、がけのこう配、土質、擁壁の有無、擁壁の構造及び敷地内の排水計画

２　浄化槽を設置する建築物の確認申請書には、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和６０年厚生省・建設省令第１号）第３条第１項の届出書を添えなければならない。）

３　省令第１条の３第１項第１号に規定する特定木造建築物（以下「特定木造建築物」という。）（法第６条の４の規定により、確認の特例を受ける建築物を除く。）にあっては、政令第４３条に規定する柱の小径及び昭和５６年建設省告示第１１００号第３又は平成１３年国土交通省告示第１５４０号第５第４号に規定する必要壁量の算定の根拠となる書類

第５条　削除

（工事監理者の決定等）

第６条　建築物の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「建築等」という。）で、法第５条の６第４項の規定により工事監理者を定めなければならない建築物の工事（移転を除く。）をしようとする

建築主が、法第６条第１項の建築主事等の確認を受けようとするときは、当該工事の工事監理者を決定し、確認申請書に明記しなければならない。ただし、確認申請の時までに工事監理者を決定できないときは、当該工事に着手するまでに工事監理者を決定し、別記様式第１号による工事監理者決定届を市長に提出しなければならない。

２　前項の建築主が、法第６条の２第１項の規定による指定を受けた者の確認（法第１８条第４項の規定による確認済証の交付を含む。以下同じ。）を受けようとする場合において、確認済証の交付の時までに工事監理者を決定できないときは、前項ただし書の規定を準用する。この場合

において、同項ただし書中「確認申請」とあるのは、「確認済証の交付」と読み替えるものとする。

３　建築主は、前２項の工事監理者を変更しようとするときは、別記様式第１号による工事監理者変更届を市長に提出しなければならない。

（工事施工者の決定等）

第７条　建築物の建築等をしようとする建築主が、法第６条第１項の建築主事等の確認を受けようとするときは、当該工事の工事施工者を決定し、確認申請書に明記しなければならない。ただし、確認申請の時までに工事施工者を決定できないときは、当該工事に着手するまでに工事施工者を決定し、別記様式第２号による工事施工者決定届を市長に提出しなければならない。

２　前項の建築主が、法第６条の２第１項の規定による指定を受けた者の確認を受けようとする場合において、確認済証の交付の時までに工事施工者を決定できないときは、前項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「確認申請」とあるのは、「確認済証の交付」と読み替えるものとする。

３　建築主は、前２項の工事施工者を変更しようとするときは、別記様式第２号による工事施工者変更届を市長に提出しなければならない。

（完了検査申請等に添える書類等）

第８条　省令第４条第１項第６号の規定により市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)　敷地に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域を含む建築物にあっては、別記様式第２号の２による土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する建築物については、当該書類を添えることを要しない。

ア　居室を有しない建築物

イ　法第６条第１項第１号及び第２号に規定する建築物

ウ　政令第８０条の３の規定に適合することの確認に必要な図書又は別記様式第２号の２による土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書を添付して、法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認申請又は法第７条の３第１項若しくは第７条の４第１項の規定による中間検査申請を行った建築物

(2)　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１１条第１項に規定する特定建築行為をしようとする建築物にあっては、別記様式第２号の３による省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法）又は別記様式第２号の４による省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法）

(3)　前号に規定する建築物のうち建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省令・国土交通省令第１号）（以下「基準省令」という。）第１条第１項第１号ロの基準に適合させる建築物にあっては、別記様式第２号の５による省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法）又は別記様式第２号の６による省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法（小規模版））

(4)　第２号に規定する建築物のうち、基準省令第１条第１項第２号イ（２）及び同号ロ(２)の基準（以下「仕様基準」という。）又は第１０条第１項第２号イ(２)及び同号ロ(２)の基準（以下「誘導仕様基

準」という。）に適合させる建築物にあっては、別記様式第２号の７による省エネ基準工事監理状況報告書（（誘導）仕様基準）

(5)　第２号に規定する建築物のうち、外皮性能を仕様基準又は誘導仕様基準に適合させ、一次エネルギー消費量を基準省令第１条第１項第２号ロ（１）又は第１０条第１項第２号ロ（１）の基準に適合させる場合又は外壁性能を基準省令第１条第１項第２号イ（１）又は同省令第１０条第１項第２号イ（１）の基準に適合させ、一次エネルギー消費量を仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる建築物にあっては、別記様式第２号の４による省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法）及び別記様式第２号の７による省エネ基準工事監理状況報告書（（誘導）仕様基準）

(6)　地業工事（構造耐力上主要な部分である基礎ぐいを施工する工事をいう。）の施工がある建築物にあっては、別記様式第２号の８による地業工事監理状況報告書

(7)　鉄筋コンクリート造の建築物で階数が３以上であるもの又は延べ面積が５００平方メートルを超えるものにあっては、次のア及びイに掲げる書類

ア　別記様式第２号の９によるコンクリート工事監理状況報告書

イ　別記様式第２号の10による鉄筋工事監理状況報告書

(8)　鉄骨造の建築物で階数が３以上であるもの、延べ面積が５００平方メートルを超えるもの又は架構を構成する柱の相互の間隔が１５メートルを超えるものにあっては、別記様式第２号の11による鉄骨工事監理状況報告書

(9)　木造の建築物で地階を除く階数が３以上であるもの又は延べ面積が３００平方メートルを超えるものにあっては、別記様式第２号の12による木造工事監理状況報告書（軸組工法）又は別記様式第２号の13による木造工事監理状況報告書（枠組壁工法）

(10)　その他市長が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認める書類

２　前項（第１号から第６号まで、第９号及び第10号を除く。）の規定は、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物について準用する。

３　第１項（第１号から第５号までを除く。）の規定及び前項の規定は、特定工程に係る建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。

４　第１項（第２号から第５号まで及び第10号を除く。）の規定は、省令第４条の８第１項第４号の規定により市長が定める書類に準用する。この場合において、第１項第１号ウ中「法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認申請又は法第７条の３第１項若しくは第７条の４第１項の規定による中間検査申請」とあるのは「法第６条第１項又は法第６条の２第１項の規定による確認申請」と読み替えるものとする。

５　前項で準用する場合のほか、省令第４条の８第１項第４号の規定により市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)　法第６条の４の規定により、確認の特例を受ける建築物にあっては、次のアからウまでに掲げる書類

ア　壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した各階平面図

イ　政令第４６条第４項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類

ウ　政令第４７条第１項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類

(2)　特定木造建築物にあっては、次の各号のいずれかの書類

ただし、法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認申請又は第４６条の規定による設計変更届に添付している場合には添付することを要しない。

ア　政令第４７条第１項の規定に基づき国土交通大臣が定める構造方法と同等以上であることを確認するための書類

イ　平成１３年国土交通省告示第１５４０号の規定に基づく構造方法（当該告示第５第９号の規定に限る。）であることを確認するた

めの書類

(3)　その他市長が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認める書類

６　次に掲げる建築物は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による書類を提出することを要しない。

(1)　国、都道府県又は建築主事等を置く市町村の建築物

(2)　第９条の規定により、市長又は建築主事等に前各項に規定する工事の監理状況について報告のあった建築物

（工事監理状況の報告）

第９条　工事監理者は、市長又は建築主事等から建築物に関する工事の監理の状況に関して報告を求められたときは、別記様式第３号による工事監理状況報告書を提出しなければならない。

（意見の聴取の請求）

第１０条　法第９条第３項及び第８項（法第１０条第４項、法第４５条第２項、法第８８条第１項から第３項まで、法第９０条第３項及び法第９０条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の請求は、書面により行わなければならない。

（手数料の減免）

第１１条　市長は、手数料条例第３条第１項の規定により、建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の確認申請手数料、完了検査申請手数料又は中間検査申請手数料を、次に定めるところにより減額し、又は免除する。

(1)　総合的設計による一団地の住宅施設に係る建築物等について、確認申請、完了検査申請又は中間検査申請のいずれかをする場合は、手数料条例別表第５号に規定する額の２分の１の額を減額する。

(2)　災害により滅失し、又は損壊した建築物等を被災者自らが使用するために建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下この号から第４号までにおいて「被災後の建築等」という。）をする場合で、り災後６月以内に確認申請（建築計画の変更に係る確認申請を含む。）

をするものにあっては、手数料条例別表第５号に規定する額の２分の１の額を減額する。当該確認申請により確認を受けた建築物等又はり災後６月以内に法第６条の２第１項の規定による指定を受けた者により被災後の建築等に係る確認（次号及び第４号において「指定を受けた者による被災後の建築等の確認」という。）を受けた建築物等について、その計画を変更し、り災後６月を超えて確認申請をする場合も、同様とする。

(3)　被災後の建築等をする場合で、り災後６月以内に完了検査申請をするものにあっては、手数料条例別表第５号に規定する額の２分の１の額を減額する。前号の規定による確認申請により確認を受けた建築物等又はり災後６月以内に指定を受けた者による被災後の建築等の確認を受けた建築物等について、り災後６月を超えて完了検査申請をする場合も、同様とする。

(4)　被災後の建築等をする場合で、り災後６月以内に中間検査申請をするものにあっては、手数料条例別表第５号に規定する額の２分の１の額を減額する。第２号の規定による確認申請により確認を受けた建築物等又はり災後６月以内に指定を受けた者による被災後の建築等の確認を受けた建築物等について、り災後６月を超えて中間検査申請をする場合も、同様とする。

(5)　前３号の規定は、災害救助法（昭和２２年法律１１８号）の適用を受けた地域内において、その災害により滅失し、又は損壊した建築物等の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「災害救助法適用地域内の被災後の建築等」という。）をする場合について準用する。この場合において、第２号中「災害により滅失し、又は損壊した建築物等を被災者自らが使用するために建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下この号から第４号までにおいて「被災後の建築等」という。）」とあるのは「災害救助法適用地域内の被災後の建築等」と、「２分の１の額を減額する」とあるのは「全額を免除する」と、「被災後の建築等」とあるのは「災害救助法適用地域内の被

災後の建築等」と、第３号及び第４号中「被災後の建築等」とあるのは「災害救助法適用地域内の被災後の建築等」と、「２分の１の額を減額する」とあるのは「全額を免除する」と読み替えるものとする。

２　前項第２号から第５号までの規定による減免を受けようとする者は、最初に減免を受けようとするものの申請書に、当該減免に係る事由を証する書類を添えなければならない。

３　前２項の規定は、国、都道府県又は建築主事等を置く市町村が建築主である建築物等の手数料について準用する。この場合において、第１項中「確認申請」とあるのは「計画通知」と、「完了検査申請」とあるのは「工事完了通知」と、「中間検査申請」とあるのは「特定工程工事終了通知」と、「確認を」とあるのは「確認済証の交付を」と、「確認（」とあるのは「確認済証の交付（」と、「確認」」とあるのは「確認済証の交付」」と、前項中「申請書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

（申請手数料の納入方法）

第１２条　手数料条例別表第５号に規定する手数料は、当該手数料に係る申請書を提出する際に現金により納付しなければならない。

第３章　定期報告

（特定建築物の定期報告）

第１３条　法第１２条第１項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる規模のものとする。

用　途	規　模
児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。）	当該用途に供する部分の床面積の合計が４００平方メートル以上であり、かつ、地階又は３階以上の階に当該用途に供する部分があるもの

学校又は体育館（学校に附属するものに限る。）	当該用途に供する部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上であり、かつ、地階又は３階以上の階に当該用途に供する部分があるもの
事務所その他これに類するもの（法第６条第１項第１号に掲げる建築物を除く。）	当該用途に供する部分の床面積の合計が地階又は５階以上の階に１００平方メートル以上あり、かつ、階数が７以上で延べ面積が２，０００平方メートル以上であるもの

２　省令第５条第１項の規定により市長が定める報告の時期は、次の表の中欄に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時期とする。

	用　途	時　期
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等	平成３０年を始期とし、３年ごとの４月１日から１２月２８日まで
(2)	旅館又はホテル	平成２９年を始期とし、３年ごとの４月１日から１２月２８日まで
(3)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、	平成２８年を始期とし、３年ごとの４月１日から１２月２８日まで

	料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗又は事務所その他これに類するもの	

3　省令第５条第４項の規定により市長が定める書類は、次の表に掲げる図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
配　置　図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、擁壁の位置、し尿浄化槽の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁、開口部、防火戸及び防火区画の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造

（特定建築設備等の定期報告）

第１４条　法第１２条第３項（法第８８条第１項において準用する場合を含む。）の規定により市長が指定する特定建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　前条第１項の規定により報告すべき建築物に設けた常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）

(2)　前条第１項の表に掲げる建築物に設けた随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）

(3)　法第１２条第１項の規定により報告を要する建築物に設けた換気設備（中央管理方式の空気調和設備に限る。）、排煙設備（排煙機又は送風機若しくは可動式の防煙壁を設けたものに限る。）、非常用の照明装置又は給排水設備（給水又は排水の配管設備で、給水タンク、貯水タンク又は排水槽を設けるものに限る。）

2　省令第６条第１項及び第６条の２の２第１項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年とし、かつ、前回報告した日から１年を超えない日までとする。（ただし、法第１２条第１項の規定により報告すべき建築物に設けた常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）の報告時期は、前条第２項の表の上欄に掲げる用途の区分に応じ、

同表の下欄に掲げる時期とし、かつ、前回報告した日から３年を超えない日までとする。）。

３　省令第６条第４項の規定により市長が定める書類は、縮尺、方位、間取、各室の用途並びに特定建築設備等の種類及び位置を明示した各階平面図とする。

第４章　建築物の敷地、構造及び建築設備等

第１節　区域、道及び建築物の敷地の指定等

（法第２２条第１項の区域の指定）

第１５条　法第２２条第１項の規定により市長が指定する区域は、本市の区域のうち、都市計画区域とする。

（政令第３２条第１項第１号の区域の指定）

第１６条　政令第３２条第１項第１号の表の規定により市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、廿日市市全域とする。

（垂直積雪量）

第１７条　政令第８６条第３項の規定により市長が定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じて、同表の右欄に掲げる数式によって計算したものとする。

区　　域	数式
旧廿日市市及び旧大野町	d=(h-3)×0.0004+0.20
旧宮島町	d=(h-12)×0.0004+0.20
旧佐伯町	d=(h-317)×0.0004+0.50
旧吉和村	d=(h-579)×0.0036+1.80

注　この表において「d」及び「h」は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d　垂直積雪量（単位：メートル）

h　建築物の建築場所の標高（単位：メートル）

（道路の位置の指定申請）

第１８条　法第４２条第１項第５号の規定により位置の指定を受けようとする者は、省令第９条の規定により、別記様式第４号による道路位置指

定申請書及び別記様式第５号による承諾書を提出するものとし、当該承諾書には、承諾した者の印鑑証明書並びにその承諾した者が当該承諾に係る土地の所有者であること及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有すること並びに当該道を政令第１４４条の４第１項及び第２項に規定する基準に適合するように管理することを証する書類を添えなければならない。

２　市長は、省令第９条の規定による申請者に対し、同条及び前項に規定するもののほか、必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。

３　市長は、省令第１０条第３項の規定により指定する旨を申請者に通知するときは、別記様式第６号による道路位置指定通知書に第１項の道路位置指定申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（道路の位置の指定の変更等）

第１９条　法第４２条第１項第５号の規定により位置の指定を受けた道路の位置の指定の変更又は廃止を受けようとする者は、省令第９条及び前条の規定の例により必要な書類を市長に提出しなければばらない。

２　市長は、前項の規定による申請に基づいて道路の位置の指定の変更又は廃止をした場合においては、その旨を公告し、かつ、別記様式第６号による道路位置指定（変更、廃止）通知書に当該申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に交付するものとする。

（法第４２条第２項の道の指定）

第２０条　法第４２条第２項の規定により市長が指定する道は、次の各号に掲げる道とする。

(1)　法第３章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員１．８メートル以上の道

(2)　法第３章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員１．８メートル未満の道で、法第４２条第６項の規定により、あらかじめ建築審査会の同意を得た道

（土地区画整理事業地内等に存在する指定道路の変更等）

第２１条　道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条の道路の区域の決定があった当該道路の区域内、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条の開発行為の許可を受けた開発区域内若しくは同法第６５条第１項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）による土地区画整理事業の施行地区内及び都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）による市街地再開発事業の施行地区内の当該事業又は開発行為等の工事が着手された部分に指定道路（法第４２条第１項第４号若しくは第５号又は同条第２項若しくは第４項の規定により市長が指定した道路又は道をいう。）が存在するときは、当該事業又は開発行為等を行う者は、別記様式第７号による指定道路変更（廃止）届の正本及び副本に、それぞれ当該事業の認可を証する書類その他これに類するもの及び当該指定道路の変更又は廃止の内容を示す図書を添えて、市長に提出するものとする。

２　市長は、前項による届出を受理したときは、当該指定道路の変更又は廃止を行うものとする。

３　市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、当該事業又は開発行為等を行う者と協議をすることにより、指定道路の変更又は廃止を行うことができる。

４　市長は、前２項の規定により指定道路の変更又は廃止をした場合においては、その旨を公告するものとする。

（建築面積の敷地面積に対する割合の緩和）

第２２条　法第５３条第３項第２号の規定により市長が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

(1)　街区等のかどにあるかど敷地で、幅員がそれぞれ４メートル以上あり、かつ、それぞれの幅員の合計が１０メートル以上ある道路に接し、当該道路（同一平面で交差、接続又は屈曲する角度が内角１２０度以下のものに限る。）に接する長さの合計がその周囲の長さの３分の１以上あるもの

(2)　２以上の道路（幅員がそれぞれ４メートル以上あり、かつ、それぞ

れの幅員の合計が１０メートル以上あるものに限る。）に接する敷地（前号に掲げるものを除く。）で、当該道路に接する長さの合計がその周囲の長さの４分の１以上あるもの

(3)　幅員１０メートル以上の道路に接する敷地で、当該道路に接する長さがその周囲の長さの４分の１以上あるもの

(4)　直接に又は道路を隔てて公園、広場、緑地、河川その他これらに類するものに接する敷地で、前３号に掲げる敷地に準ずると認められるもの

２　前項各号の道路の幅員には、法第４２条第２項の規定により、その道路の境界とみなす部分を含むものとする。

（前面道路からの後退距離の算定の特例に係る建築物等の指定）

第２３条　政令第１３０条の１２第５号の規定により市長が定める建築物の部分は、道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するもので、次に掲げるものとする。

(1)　学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの

(2)　建築物の５階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの

(3)　多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの

（道路面と敷地の地盤面に著しく高低差がある場合）

第２４条　建築物の敷地の地盤面が前面道路より３メートル以上高い場合においては、政令第１３５条の２第１項の規定にかかわらず、その前面道路は、その高低差から２メートルを減じたものだけ高い位置にあるものとみなす。

（敷地面積の規模の緩和）

第２５条　政令第１３６条第３項ただし書（政令第１３６条の１２第２項において準用する場合を含む。）の規定により市長が定める敷地面積の

規模は、次の表に掲げるとおりとする。

地　　域	敷地面積の規模
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域	１，０００平方メートル
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	５００平方メートル

第２節　許可申請

（建築物の許可申請）

第２６条　省令第１０条の４第１項の規定により市長が定める図書又は書面は、次の表の左欄に掲げる許可の種別の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書又は書面とする。

許可の種別	図書又は書面
法第４３条第２項第２号、法第５１条ただし書（法第８７条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）、法第５２条第１０項、第１１項若しくは第１４項、法第５３条の２第１項第３号若しくは第４号（法第５７条の５第３項において準用する場合を含む。）、法第６７条第３項第２号、法第６８条第３項第２号、法第８５条第３項、第６項若しくは第７項又は法第８７条の３第３項、第６項若しくは第７項の規定による許可	別記様式第８号による建築許可計画書（以下「建築許可書計画書」という。）並びに別表(1)の項及び(2)の項（法第８５条第３項若しくは第６項又は法第８７条の３第３項若しくは第６項の規定による許可の場合を除く。）に掲げる図書又は書面

法第４４条第１項第２号若しくは第４号、法第４７条ただし書、法第５３条第４項、第５項若しくは第６項第３号、法第６０条の２第１項第３号、法第６０条の３第１項第３号、法第６７条第５項第２号、法第６８条第２項第２号又は法第６８条の７第５項の規定による許可	別表(1)の項から(4)の項までに掲げる図書又は書面
法第４８条第１項ただし書、第２項ただし書、第３項ただし書、第４項ただし書、第５項ただし書、第６項ただし書、第７項ただし書、第８項ただし書、第９項ただし書、第１０項ただし書、第１１項ただし書、第１２項ただし書、第１３項ただし書又は第１４項ただし書（法第８７条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）の規定による許可	建築許可計画書並びに別表(1)の項から(4)の項まで、(5)の項（申請に係る建築物が工場の場合に限る。）及び(6)の項（法第４８条第１６項第１号の規定による特例許可の場合を除く。）に掲げる図書又は書面
法第５５条第３項各号、法第５６条の２第１項ただし書、法第５７条の４第１項ただし書、法第５９条第１項第３号若しくは第４項、法第５９条の２第１項、法第６０条の３第２項ただし書、法第６７条第９項第２号、法第６８条第１項第２号、法第６８条の３第４項又は法第６８条の５の３第２項の規定による許可	建築許可計画書並びに別表(1)の項から(4)の項まで及び(7)の項（法第６７条第９項第２号の規定による許可又は法第６８条第１項第２号に規定する最低限度

	未満による許可の場合を除く。）に掲げる図書又は書面

（地区計画区域内の建築物の許可申請）

第２７条　地区計画条例の規定に基づく許可を受けようとする者は、別記様式第９号による建築許可申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の左欄に掲げる許可の種別の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

許可の種別	図書又は書面
地区計画条例第３条第２項の規定による許可	建築許可計画書並びに別表(1)の項から(4)の項まで、(5)の項（申請に係る建築物が工場の場合に限る。）及び(6)の項に掲げる図書又は書面
地区計画条例第６条の３第３項第２号又は第７条第１項の規定による許可	別表(1)の項から(4)の項までに掲げる図書又は書面

２　市長は、前項の規定による申請について許可したときは、申請した者に対し、別記様式第１０号による建築許可通知書に同項の建築許可申請書の副本及びその添付書類を添えて通知するものとする。

（工作物の許可申請）

第２８条　省令第１０条の４第４項の規定により市長が定める図書又は書面は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、法第８８条第２項において準用する法第５１条ただし書の規定による許可にあっては、付近周囲現況図を添えることを要しない。

図書又は書面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物又は建築物との別
平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法
付近周囲現況図（敷地の外周からおよそ５０メートルの範囲のものとする。）	方位、建築物の位置及び用途並びに居住者及び土地又は建築物に関して権利を有する者の住所及び氏名
別記様式第１１号による工作物許可計画書	敷地周囲の概要、使用原動機の種類、既設又は増設の別、出力、台数及び運転する工作物の名称、貯蔵物の種類、処理場等の処理能力並びに公害防止設備の概要

第３節　認定申請

（壁面線の位置の限度を超える建築物等の認定申請）

第２９条　省令第１０条の４の２第１項の規定により市長が定める図書又は書面は、次の表の左欄に掲げる認定の種別の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書又は書面とする。

認定の種別	図書又は書面
法第４３条第２項第１号の規定による認定	別表(1)の項、(3)の項、(4)の項及び(11)の項（当該認定に係る建築物の敷地に接する道が省令第１０条の３

	第１項第２号に掲げる基準に適合する場合に限る。）に掲げる図書又は書面
法第４４条第１項第３号、法第５７条第１項、法第６８条第５項、法第６８条の３第１項から第３項まで若しくは第７項、法第６８条の４、法第６８条の５の２、法第６８条の５の５第１項若しくは第２項、法第６８条の５の６又は政令第１３１条の２第２項若しくは第３項の規定による認定	別記様式第１２号による認定計画書（政令第１３１条の２第２項の規定による認定の場合に限る。）並びに別表(1)の項、(3)の項及び(4)の項に掲げる図書又は書面
法第５５条第２項又は法第８６条の６第２項の規定による認定	別表(1)の項、(3)の項、(4)の項及び(7)の項に掲げる図書又は書面
政令第１３７条の１２第６項、政令第１３７条の１２第７項又は政令第１３７条の１６第２号の規定による認定	別表(1)の項、(3)の項、(4)の項及び(10)の項に掲げる図書又は書面

２　省令第１０条の４の２第２項の承諾書の様式は、別記様式第１３号によるものとし、同項の承諾書には、承諾した者の印鑑証明書並びにその承諾した者が当該道の敷地となる土地の所有者であること及びその土地

に関して権利を有すること並びに当該道を省令第１０条の３第１項第２号及び同条第２項において準用する政令第１４４条の４第２項に規定する基準に適合するように管理することを証する書類を添えなければならない。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等）

第３０条　省令第１０条の１６第１項第４号の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)　地籍図の写し

(2)　法第８６条第６項の同意をした者の印鑑証明書

(3)　前号の同意をした者が当該同意に係る土地に関して権利を有することを証する書面

(4)　その他市長が必要と認める図書又は書面

２　前項第１号の地籍図の写しには、縮尺、方位、土地の境界線、地番、地目及び土地について所有権又は借地権を有する者の氏名を明示しなければならない。

３　第１項第１号の地籍図の写し及び省令第１０条の１６第１項第３号の同意を得たことを証する書面は、同一の用紙に記載して作成しなければならない。

４　省令第１０条の１６第２項第３号の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)　省令第１０条の１８に規定する計画書

(2)　その他市長が必要と認める図書又は書面

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の取消しの申請等）

第３１条　省令第１０条の２１第１項第３号の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)　前条第２項に規定する事項を明示した地籍図の写し

(2)　法第８６条の５第１項の合意をした者の印鑑証明書

(3)　前号の合意をした者が当該合意に係る土地に関して権利を有することを証する書面

(4)　その他市長が必要と認める図書又は書面

２　前項第１号の地籍図の写し及び省令第１０条の２１第１項第２号の合意を証する書面は、同一の用紙に記載して作成しなければならない。

（全体計画認定の申請）

第３１条の２　省令第１０条の２３第６項の規定により市長が定める図書又は書類は、次に掲げるものとする。

(1)　適合判定通知書（当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。）の写し。ただし、法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物以外のものについては、当該書類を添えることを要しない。

(2)　その他市長が必要と認める図書又は書類

（防火壁又は防火床の設置を要しない建築物の認定申請）

第３２条　政令第１１５条の２第１項第４号ただし書の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第１４号による建築物認定申請書の正本及び副本に、それぞれ別表(1)の項及び(8)の項に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請について認定したときは、申請した者に対し、別記様式第１５号による建築物認定通知書に同項の建築物認定申請書の副本及びその添付書類を添えて通知するものとする。

（災害危険区域内の建築制限の特例に係る認定申請）

第３３条　県条例第４条ただし書の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第１６号による建築認定申請書の正本及び副本２通に、それぞれ別表(1)の項、(3)の項及び(9)の項に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請について認定したときは、申請した者に対し、別記様式第１７号による建築認定通知書に同項の建築物認定申

請書の副本及びその添付書類を添えて通知するものとする。

（がけ付近の建築物に対する建築制限の特例に係る認定申請）

第３４条　県条例第４条の２第２項第６号の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第１６号による建築認定申請書の正本及び副本に、それぞれ別表(1)の項及び(3)の項に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による申請について認定した場合に準用する。

（特殊建築物等の敷地と道路との関係等における建築制限の特例に係る認定申請）

第３５条　県条例第１３条第１項ただし書（県条例第１４条第１項後段及び県条例第１５条第１項後段において準用する場合を含む。）及び県条例第１８条第２項第１号の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第１８号による建築物認定申請書の正本及び副本に、それぞれ別表(1)の項及び(3)の項に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請について認定したときは、申請した者に対し、別記様式第１９号による建築物認定通知書に同項の建築物認定申請書の副本及びその添付書類を添えて通知するものとする。

（不適合既存建築物の緩和認定申請）

第３６条　県条例第２０条の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第２０号による不適合既存建築物の建築物認定申請書の正本及び副本に、それぞれ第４３条第１項の規定により届け出た不適合既存建築物届の写し並びに別表(1)の項、(3)の項及び(4)の項に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による申請について認定した場合に準用する。

第５章　建築協定

（建築協定の認可）

第３７条　法第７０条第１項又は法第７６条の３第２項の認可を申請しようとする者は、別記様式第２１号による建築協定認可申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　建築協定書

(2)　建築協定を締結しようとする理由を記載した書面

(3)　建築物等の基準を示す図面

(4)　建築協定区域及びその周辺の地域（建築協定区域隣接地を定める場合は、当該土地を含む。）における地形及び地物の概略を示す図面

(5)　土地の所有者等（法第７７条の規定による建築物の借主を含む。以下同じ。）の全員の名簿

(6)　土地の所有者等の全員の合意書及び印鑑証明書（法第７０条第３項ただし書に規定する場合は、当該借地権の目的となっている土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意書及び印鑑証明書）

(7)　建築協定区域内の土地及び建築物の登記事項証明書（法第７７条の規定による建築物の借主にあっては、その貸借関係を証する書類）

(8)　その他市長が必要と認める図書又は書面

２　市長は、前項の規定による申請について認可したときは、申請した者に対し、別記様式第２２号による建築協定認可通知書に同項の申請書の副本及びその添付書類を添えて通知するものとする。

（建築協定の変更認可申請）

第３８条　法第７４条第１項（法第７６条の３第６項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可を申請しようとする者は、前条の規定の例により、別記様式第２１号による建築協定変更認可申請書を市長に提出しなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による申請について認可した場合に準用する。

（建築協定区域から除外された旨の届出）

第３９条　法第７４条の２第３項の規定による届出をしようとする者は、

次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1)　法第７４条の２第１項の場合において、当該借地権を有していた者　別記様式第２３号による借地権消滅届に、建築協定区域から除かれた土地の区域を示す図面及び借地権の消滅したことを証する書面を添えたもの

(2)　法第７４条の２第２項の場合において、当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）　別記様式第２４号による建築協定区域除外届に、建築協定区域から除かれた土地の区域を示す図面及び当該建築協定区域から除かれることとなった事由を証する書面を添えたもの

（建築協定に加わる手続）

第４０条　法第７５条の２第１項の規定により建築協定の認可等の公告のあった日以後当該建築協定に加わろうとする者は、別記様式第２５号による建築協定加入届に、次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　当該建築協定区域内における加入に係る土地の区域を示す図面

(2)　当該建築協定に加わろうとする者の印鑑証明書

(3)　当該区域に係る土地及び建築物の登記事項証明書

(4)　その他市長が必要と認める図書又は書面

２　法第７５条の２第２項の規定により建築協定の認可等の公告のあった日以後当該建築協定に加わろうとする者は、別記様式第２６号による建築協定区域隣接地建築協定加入届に、次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　当該建築協定区域隣接地の区域における加入に係る土地の区域を示す図面

(2)　加入に係る土地の所有者等の全員の名簿

(3)　加入に係る土地の所有者等の全員の合意書及び印鑑証明書（法第７

５条の２第２項ただし書に規定する場合は、当該借地権の目的となっている土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意書及び印鑑証明書）

(4)　加入に係る土地の区域における土地及び建築物の登記事項証明書（法第７７条の規定による建築物の借主にあっては、その貸借関係を証する書類）

(5)　その他市長が必要と認める図書又は書面

（建築協定の廃止の認可申請）

第４１条　法第７６条第１項（法第７６条の３第６項において準用する場合を含む。）の規定による廃止の認可を申請しようとする者は、別記様式第２１号による建築協定廃止認可申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　建築協定区域内の土地の所有者等の過半数の者による合意書及び印鑑証明書

(2)　その他市長が必要と認める図書又は書面

２　第３７条第２項の規定は、前項の規定による申請について認可した場合に準用する。

（一人建築協定効力発生届）

第４２条　法第７６条の３第２項の規定により建築協定の認可を受けた者は、当該建築協定が同条第５項の規定により法第７３条第２項の規定による認可の公告のあった建築協定と同一の効力を有することとなった場合においては、別記様式第２７号による一人建築協定効力発生届に、次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　新たに土地の所有者等となった者の土地又は建築物の登記事項証明書

(2)　前号の土地又は建築物の位置を表示した図面

(3)　その他市長が必要と認める図書又は書面

第６章　届出

（制限緩和に係る不適合既存建築物等の届出）

第４３条　法第８６条の７第１項の規定により既存建築物に対する制限の緩和を受けることとなる建築物（法第４８条第１項から第１４項まで及び法第５１条の規定の適用を受けないものに限る。）に係る同項の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築主は、別記様式第２８号による不適合既存建築物届に、別表(1)の項及び(5)の項（届出に係る建築物が工場の場合に限る。）に掲げる図書又は書面並びに当該届出の記載内容が政令第１３７条に規定する基準時（以下この条において「基準時」という。）のものであることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　法第８８条第２項において準用する法第８６条の７第１項の規定により既存の工作物に対する制限の緩和を受けることとなる工作物に係る同項の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする築造主は、別記様式第２９号による不適合既存工作物届に、第２８条に規定する事項を明示した付近見取図、配置図、平面図又は横断面図及び側面図又は縦断面図並びに当該届出の記載内容が基準時のものであることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（取下届）

第４４条　法、政令、省令、県条例又はこの規則により申請書を提出した者は、当該申請書を取り下げようとするときは、別記様式第３０号による取下届の正本及び副本を市長又は建築主事等に提出しなければならない。

２　市長又は建築主事等は、前項の取下届を受理したときは、当該取下届の副本に当該取下届に係る申請書の副本等を添えて建築主等に返還するものとする。

（建築主等の氏名又は住所の変更届）

第４５条　市長又は建築主事等の許可、認定、確認（法第１８条第３項の規定による確認済証の交付を含む。）又は中間検査（以下「許可等」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、

当該建築物等の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、又は建築主等の地位の承継があったときは、別記様式第３１号による名義等変更届の正本及び副本に、それぞれ当該許可等の通知書、確認済証又は中間検査合格証（以下「許可等通知書類」という。）を添えて市長又は建築主事等に提出しなければならない。

２　市長又は建築主事等は、前項の規定による届出を受理したときは、前項の名義等変更届の副本に添付された許可等通知書類を建築主等に返還するものとする。

３　法第６条の２第１項の規定による指定を受けた者の確認又は法第７条の２第１項の規定による指定を受けた者の中間検査（第４７条第３項において「指定確認検査機関による確認又は中間検査」という。）を受けた建築物等の建築主等に、当該建築物等の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、又は建築主等の地位の承継があったときは、第１項の規定を準用する。

（設計の変更届）

第４６条　建築主等は、市長又は建築主事等の許可等（中間検査を除く。）を受けた建築物等の計画の変更をして、当該建築物等の建築等をしようとするときは、別記様式第３２号による設計変更届の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書又は書面を添えて市長又は建築主事等に提出しなければならない。ただし、建築物等の計画の変更について、法第６条第１項（法第８７条第１項、法第８７条の４又は法第８８条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）後段の規定による建築主事等の確認（法第１８条第３項の規定による確認済証の交付を含む。）又は法第６条の２第１項の規定による指定を受けた者の確認を受けた場合は、当該確認に係る設計変更届を建築主事等に提出することを要しない。

(1)　当該計画の変更の内容を示す図書

(2)　許可等通知書類

２　前条第２項の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

３　建築主等は、第１項の規定による計画の変更内容が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、新たに許可等の申請書を市長又は建築主事等に提出しなければならない。ただし、新たに法第６条の２第１項の規定による指定を受けた者の確認を受けた場合は、当該確認に係る申請書を建築主事等に提出することを要しない。

(1)　建築物等の構造型式の変更等構造設計の基本的な部分を変更するとき。

(2)　避難施設全体の配置の変更又は重要な階段の数若しくは位置の変更等避難計画の基本的な部分を変更するとき。

(3)　建築物の用途を変更するとき（省令第３条の２第１項第７号に該当する場合の確認を除く。）。

(4)　建築物の面積の重要な変更をするとき（確認を除く。）。

(5)　その他市長又は建築主事等が必要と認めるとき。

（工事の取りやめ届）

第４７条　市長又は建築主事等の許可等を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事を取りやめたときは、別記様式第３３号による工事取りやめ届の正本及び副本に、許可等通知書類を添えて市長又は建築主事等に提出しなければならない。

２　第４５条第２項の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

３　指定確認検査機関による確認又は中間検査を受けた建築物等の建築主等が、当該建築物等の工事を取りやめたときは、前２項の規定を準用する。

（許可等の取消し）

第４８条　市長又は建築主事等は、建築主等が申請書に虚偽の記載をして許可等を受けたことが判明したときは、当該許可等を取り消すことができる。

第７章　建築計画概要書等の閲覧

（建築計画概要書等の閲覧申請）

第４９条　法第９３条の２（法第８８条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、省令第１１条の３第１項に規定する書類（以下「建築計画概要書等」という。）を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、別記様式第３４号による建築計画概要書等閲覧申請書を市長に提出しなければならない。

（閲覧場所）

第５０条　建築計画概要書等の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）は、廿日市市役所建設部建築指導課とする。

（閲覧日及び閲覧時間）

第５１条　建築計画概要書等は、次に掲げる日を除き、毎日、これを閲覧に供するものとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3)　１月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日まで

２　建築計画概要書等の閲覧時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

３　市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、前２項の規定にかかわらず、閲覧に供しない日を設け、若しくは第１項各号に掲げる日に閲覧させ、又は閲覧時間を変更することができる。

（建築計画概要書等の持出し禁止）

第５２条　閲覧者は、建築計画概要書等を閲覧所の所定の場所で閲覧するものとし、これを閲覧所の外に持ち出すことはできない。

（閲覧の停止又は禁止）

第５３条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、建築計画概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1)　第４９条若しくは前条の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者

(2)　建築計画概要書等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあ

ると認められる者

(3)　他人に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（実施規定）

第５４条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める

附　則（平成２０年３月２５日規則第３１号）

１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に広島県建築基準法施行細則（昭和５３年広島県規則第３６号）の規定に基づいて提出されている申請書、届出書、報告書その他の書類は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

附　則（平成２２年４月１日規則第１９号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現に法第３章の規定が適用されている幅員４メートル未満の道については、この規則による改正後の廿日市市建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第２０条の規定は適用せず、この規則による改正前の廿日市市建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）第２０条の規定は、なお効力を有する。

３　この規則の施行の際、旧規則第２１条の規定により既に変更又は廃止されている道については、新規則第２１条の規定は適用せず、旧規則第２１条の規定は、なお効力を有する。

附　則（平成２７年６月１日規則第２８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年１月１５日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年３月２４日規則第１６号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年６月１日規則第４９号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に存する建築物であって、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成２８年政令第６号）による改正後の建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１６条第１項第３号から第５号までの規定により新たに定期報告を要する建築物（この規則による改正前の廿日市市建築基準法施行細則第１３条第１項の表（４）の項から（９）の項までに掲げる建築物を除く。）の最初の報告時期は、改正後の廿日市市建築基準法施行細則第１３条第２項の表（２）の項又は（３）の項の規定にかかわらず、同表の（２）の項に掲げる用途に供する建築物については平成２９年４月１日から平成３０年１２月２８日までとし、同表の（３）の項に掲げる用途に供する建築物についてはこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）から平成３０年１２月２８日までとする。

３　建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成２８年国土交通省令第１０号）附則第２条第４項の規定により読み替えて適用する同省令第１条の規定による改正後の建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号）第６条第１項の規定により市長が定める報告の時期は、初回の報告にあっては施行日から平成３０年１２月２８日までとし、次回以降の報告にあっては前回の報告をした日から１年を超えない日までとする。

附　則（平成３０年３月３０日規則第２３号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月２５日規則第３６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年６月２５日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年８月１日規則第６号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の第８条の規定は、この規則の施行の日以後に法第６条第１項又は第６条の２第１項の確認済証（確認を受けた建築物の計画変更をするものを除く。）の交付を受けたものから適用する。

附　則（令和２年３月５日規則第１０号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１０月１４日規則第５２号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年１月１日から施行する。ただし、第２６条、第３１条の２、第３２条、別記様式第２号の２、別記様式第１４号及び別記様式第１８号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の廿日市市建築基準法施行細則（以下「新施行細則」という。）第８条の規定は、令和３年１月１日以後に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により確認の申請書（以下「申請書」という。）を提出し、又は法第６条の２第１項に規定する確認を受けるための書類（以下「確認書類」という。）を提出する建築物について適用する。

３　この規則の施行の際既に法第６条第１項の規定により申請書を提出し、又は法第６条の２第１項に規定する確認書類を提出していた建築物に係る計画の変更の申請書又は確認書類の提出をする場合は、新施行細則第８条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和５年５月２５日規則第４２号）

この規則は、令和５年５月２６日から施行する。

附　則（令和５年９月２８日規則第５２号）

この規則は、令和５年９月２８日から施行する。

附　則（令和６年３月２６日規則第５号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１１月１日規則第２４号）

この規則は、令和６年１１月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２７日規則第８号）

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１４条の改正規定は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の廿日市市建築基準法施行細則（以下「新施行細則」という。）第４条及び第８条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその工事に着手するものに適用し、施行日前に着手したものについては、なお従前の例による。

３　新施行細則第１４条の規定は、施行日以後にその定期調査又は定期検査を実施するものに適用し、施行日前に実施するものについては、なお従前の例による。

別表（第２６条、第２７条、第２９条、第３２条―第３６条、第４３条関係）

図書又は書面の種類		明示すべき事項
(1)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員（法第４３条第２項第２号の規定による許可の場合は、敷地の周囲の通路その他の空地の配置）
	敷地等断面図	縮尺、敷地境界線の位置、建築物の位置、敷地の地盤と道路及び隣接地との高低差並びに敷地内又は敷地の隣接地にがけがある場合にあっては、がけの高さ、がけのこう配、土質、擁壁の有無、擁壁の構造及び敷地内の排水計画
	各階平面図	縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
	その他市長が必要と認める図書又は書面	
(2)	申請を必要とする理由書	
(3)	２面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
(4)	２面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
(5)	設備機械等配置図	敷地内又は建築物内における位置、名称及び能力等
(6)	付近周囲現況図（敷地の外周から	方位、建築物の位置及び用途並びに居住者及び土地又は建築物に関して権利を有

	およそ５０メートルの範囲のものとする。）	する者の住所及び氏名
(7)	日影図	縮尺、真北の方位（方位線の長さは、２０センチメートル以上）、真北の測定方法、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、水平面上の敷地境界線からの水平距離５メートル及び１０メートルの線、建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から１時間ごとに午後４時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間に水平面に生じさせる日影で、県条例第１８条の２で指定する時間の等時間日影線
(8)	付近周囲建築物等用途構造別現況図（敷地の外周からおおむね３０メートルの範囲のものとする。）	方位並びに建築物及び工作物の位置、用途及び構造
(9)	急傾斜地崩壊危険区域図	
(10)	既存不適格調書	
(11)	地籍図	縮尺、方位、認定を受けようとする建築物の存する敷地が接する道の位置、延長及び幅員、道及び敷地の境界、地番、地目、

		道の所有者及びその道に関して権利を有する者の氏名、道路及び水路等公共施設の位置並びに高低その他地形上特記すべき事項